

西東京市子ども子育て審議会代理出席要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市子ども子育て審議会条例（平成13年西東京市条例第193号。以下「条例」という。）第1条に規定する西東京市子ども子育て審議会（以下「審議会」という。）における委員の代理出席について、必要な事項を定めるものとする。

第2 代理出席

会長は、条例第3条第1項に規定する委員のうち関係行政機関から選出された者が、やむを得ない理由のため審議会の会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

- 2 委員は、前項の規定により代理出席をしようとするときは、自らと同等に組織としての意思を表明し得る者を代理として選出し、申し出るものとする。
- 3 代理出席する者は、会議で発言し、調査及び審議に加わることができる。

第3 専門部会への代理出席

条例第8条第2項に規定する部会員の代理出席については、第2の規定を準用する。この場合において、第2第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第2第1項及び第2項中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

第4 委任

この要領に定めるもののほか、審議会の委員の代理出席に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。